

情報通信審議会 電気通信事業政策部会 通信政策特別委員会（第5回）

議事録

1. 日時

令和5年10月4日（水）14：00～16：00

2. 開催方法

中央合同庁舎2号館（総務省）8階 第1特別会議室/WEB会議による開催

3. 出席者（敬称略）

委員：

山内弘隆（武蔵野大学 経営学部 特任教授）、相田仁（東京大学 名誉教授）、大谷和子（株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長）、大橋弘（東京大学 副学長）、関口博正（神奈川大学 経営学部 教授）、長田三紀（情報通信消費者ネットワーク）、林秀弥（名古屋大学大学院 法学研究科 教授）、矢入郁子（上智大学 理工学部情報理工学科 教授）、山本隆司（東京大学大学院 法学政治学研究科 教授）、渡井理佳子（慶應義塾大学大学院 法務研究科 教授）

ヒアリング対象者：

一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟 宮内隆（副理事長／株式会社愛媛CATV 代表取締役社長）

小林直樹（理事）

JCOM株式会社

芳賀敏（代表取締役会長）

岩木陽一（代表取締役社長）

有識者：

田島正広（弁護士）、西川文彬（弁護士）

総務省：

渡辺総務副大臣、小森総務大臣政務官、今川総合通信基盤局長、木村電気通信事業部長、渋谷総合通信基盤局総務課長、飯村事業政策課長、井上料金サービス課長、堀内基盤整備

促進課長、柳迫事業政策課調査官、西村事業政策課市場評価企画官

4. 配布資料

- 資料 5-1 これまでの会合の主な意見
- 資料 5-2 提案募集の概要及び結果
- 資料 5-3 JCOM株式会社提出資料
- 資料 5-4 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟提出資料
- 資料 5-5 田島弁護士・西川弁護士提出資料
- 資料 5-6 渡井専門委員提出資料
- 資料 5-7 今後の検討スケジュール（案）
- 参考資料 1 提案募集に寄せられた意見
- 参考資料 2 第 2 回会合における事後質問への回答

5. 議事概要

1 開会

2 議題

- (1) これまでの主な意見
- (2) 提案募集の結果
- (3) 事業者・団体へのヒアリング
 - ・ JCOM株式会社
 - ・ 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
- (4) 外資等規制
- (5) その他

3 閉会

開 会

○山内主査 皆さん、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻となりましたので、これより通信政策特別委員会第5回会合を開催いたします。

なお、本日もウェブ会議を併用しての開催とさせていただきます。ウェブ会議での御参加の方につきましては、事前にお送りした資料を御覧いただければと思います。

本日は、通信政策特別委員会における議論の参考とするため、JCOM株式会社の芳賀会長、岩木社長、それから一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟副理事長でいらっしゃる愛媛CATVの宮内社長に加え、有識者として田島弁護士、それから西川弁護士にお越しいただきまして、市場環境の変化に対応した通信政策の在り方について、ヒアリングをしたいと思います。

ヒアリング対象の皆様には、お忙しいところ、御協力いただきましてありがとうございます。私から御礼を申し上げたいと思います。

本日は、渡辺総務副大臣、小森総務大臣政務官にお越しいただいております。

それでは、渡辺副大臣に冒頭の御挨拶をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○渡辺総務副大臣 皆さん、どうもありがとうございます。開会に当たり、一言御挨拶させていただきます。

本当に、このお忙しい平日に集まっておいただき、また山内主査には取りまとめ等々のお願いを申し上げて、委員の皆さんにも大変御迷惑をかけているのではないかと思います。このことに関しましても、総務省を代表して御礼申し上げたいと思います。

さて、今日は、ケーブルテレビの事業者の方々が御参加ということで、今までとはちょっと違った視点で意見を聞かせていただけるんじゃないかと思います。我々も大手ばかりを見がちのところも反省しなければいけないのかなと思っております。実際、事業者の方々は、その地域に根を張って、本当に地域住民の皆さんのニーズに応える、そんな事業を展開しているんじゃないかと思います。ぜひ、これからも皆さんに頑張ってもらいたいと思います。

私から、1つだけ総務省の役人の方々にお伝えしたい。全国1,700を超える市区町村がございます。その中で、公平・公正という視点で、全国を基準に見ますので、本当に

職員の方々も大変だなと、一昨年は、そんな感じを私はしました。ただ、もっともっと皆様に更に寄り添った、いろいろな政策を打ち出すとか、予算を工夫できたんじゃないかなということを思っております。

ぜひ今日は、しっかりと実経験をなさっている皆さんからお話を聞かせていただき、どうしたら総務省の政策がよくなるかということに奔走することをこの場で約束させていただきまして、今日の会議、建設的な御意見をどんどんお寄せいただくことを更にお願ひ申し上げまして、私の御礼の挨拶に代えたいと思います。今日は、皆さん、本当に御苦労さまでございます。

○山内主査 渡辺副大臣、ありがとうございました。

カメラ撮りは、ここまでとさせていただきます。恐縮でございます。プレスの方は御退室をお願いいたします。

(プレス退室)

(1) これまでの主な意見

○山内主査 それでは、議事に入りたいと思います。

1番目の議事は、これまでの会合で各委員、自治体等の皆様から御発言いただいた意見等について、事務局の方でまとめていただきました。これを確認したいと思います。資料の5-1ですか、事務局から御説明をお願いいたします。

○柳迫事業政策課調査官 それでは、資料の5-1、これまでの会合の主な意見について御説明いたします。

1ページを御覧ください。1ページは、前回の第4回会合の主な意見でございます。通信事業者に対する期待、整備・維持に係る費用負担の在り方、外資等規制の在り方について、御意見をいただきました。

最初に、通信事業者に対する期待につきましては、ブロードバンドの整備やラストリゾートの責務をNTTが担うことに賛成する御意見がございました。

次に、整備・維持に係る費用負担の在り方につきましては、長崎県から、二次離島でマイクロ無線を活用する場合の費用負担が課題であること、また、稚内市からは、公設設備を民設移行した場合、現在のNTT法にはブロードバンドにあまねく責務がないということで、採算の悪化によりNTTが撤退するおそれもあるといった御意見がござい

ました。

3つ目としましては、外資等規制の在り方につきましては、渡井委員から、NTT法の外資規制を見直すのであれば、他の法令で保護法益を守ることができるのか、よく検証した上で幅広く検討することが必要という御意見がございました。

林委員からは、出資規制の維持・強化に関する御意見が、大谷委員、山本委員からは、外国人役員規制の緩和についての御意見がございました。

大橋委員からは、NTTに対する外資規制の根拠である電柱や管路などの特別な資産について、緊急時には国がその提供方法を制限すること等により、保護法益を守れるという考え方もあるといった御示唆をいただいたところでございます。

以上が前回第4回会合の主な意見でございまして、2ページからが、これまでの第1回から第4回までの主な意見を4つの視点ごとにまとめたものでございます。

これまでは第2回の会合までの意見をまとめておりまして、今回は第3回と第4回で、自治体等からのヒアリングなどを踏まえまして、意見を追加したものでございます。追加したところ、変更点に絞って御紹介したいと思っております。

2ページの1つ目の視点、通信サービスが「全国に届く」というユニバーサルサービスの確保についての御意見でございます。「一定の方向性が確認された事項」としては、「ブロードバンドのあまねく責務」につきましては、ブロードバンドの提供主体として、ラストリゾートの確保が課題であるということが確認されました。確保方法としては、NTT東西がその役割を担うことや、国が何らかの指定を行うこと等を検討すべきということが、これまで確認されたところでございまして、その下の意見の部分につきまして、第3回、第4回の会合での自治体等の意見を追記したものでございます。

全国町村会、高知県、稚内市からは、ブロードバンドの整備において、NTTがラストリゾート責務を担うことに賛成という御意見がございました。全国市長会からは、ブロードバンドのあまねく提供には、公共性のある民間事業者であるNTTの協力が不可欠との御意見が、そして、全国町村会、高知県、長崎県からは、ブロードバンドのあまねく提供について、他事業者も排除しないがNTTでないと現実的には難しいといった御意見があったところでございます。

そして、「制度見直しの留意事項」につきましては、実は第2回までは、責務の廃止と新設を一体的に進めないと制度的な空白が生じ、国民にとっての不安や不利益につながるとの記載が、「その他」の部分に記載されてございましたけど、第3回、第4回の

会合で離島振興協議会、高知県から、規律の廃止と新設を一体的に進め、責務の制度的な継続を担保することに留意されたいという御意見を頂戴したので、今回、この部分を「一定の方向性が確認された事項」に記載し直しているところでございます。

3ページ、4ページの視点の2つ目、3つ目については、第3回、第4回の会合では御意見がございませんでしたので、5ページを御覧ください。4つ目の視点、「経済安全保障」を確保するでございます。

こちらにつきまして、「その他」というところのポツの4つ目以降が、前回の会合で先生方から御意見を頂戴したところでございます。山本委員、渡井委員からは、投資家に対して個別審査を課す外為法が、組織に対して数値に基づく定量的な規制を課す個別法を代替するのは難しいとの御意見が、大谷委員、林委員、山本委員からは、外国人役員規制は、他の分野と比較して厳しいものであるという指摘もあり、見直す余地があるという御意見がございました。

そして、林委員からは、仮に役員規制を緩和しても、出資規制の維持・強化により、外資ファンドのアクティビストが外国人役員の選任について圧力をかけてくるような事態を防げるのではないかと御意見があったところでございます。

以上が、これまでの会合の主な意見でございます。

○山内主査 ありがとうございます。

これまでの会合での主な意見につきまして事務局の説明がございましたが、こういうことでよろしゅうございますかね。ありがとうございます。

それでは、意見がないようですので、本委員会としても現時点で内容を確認したということにさせていただきます。

(2) 提案募集の結果

○山内主査 それでは、続きまして2番目、これは提案募集です。市場環境の変化に対応した通信政策の在り方に関する提案募集につきまして、その概要と結果を事務局のほうから説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○柳迫事業政策課調査官 それでは、資料の5-2を御覧ください。提案募集の概要及び結果でございます。

まず、1ページを御覧ください。本提案募集につきましては、「通信政策特別委員会」

の議論を深めるため、本年8月31日から9月19日までの間、詳細は2ページに書いている6つの検討事項について提案募集を実施しまして、49件の御意見を提出いただいたところでございます。

内訳としましては、電気通信事業者が16件、業界団体から3件、経済団体から2件、自治体等から8件、消費者団体等から5件、個人の方から15件となっています。

2ページの6つの検討事項について、特段、検討事項を見直すという御意見はございませんで、この検討事項に沿った御意見が提出されているところでございます。意見の概要につきましては、3ページ以降にございまして、6つの検討事項に沿って御紹介したいと思っております。

まず、3ページを御覧ください。1つ目の検討事項としまして、2030年頃に目指すべき情報通信インフラの将来像及び政策の基本的方向性でございます。

①としまして、情報通信の果たすべき役割は何かというものでございます。主な意見としましては、社会的課題解決、生産性の向上やイノベーションの促進、デジタル社会基盤インフラとしての役割、産業競争力強化の基盤として情報通信が社会経済活動の根源かつ成長の牽引役となっていく、こういった役割について御意見があったところでございます。

4ページを御覧ください。②としまして、2030年代に向けた情報通信の動向はどのようなものかというものでございます。

主な意見としましては、ネットワークの需要が増大する、オールフォトニック・ネットワークの普及に伴う大容量かつ低遅延の通信が普及する、Beyond 5G等の移動通信インフラが展開される、そして、非地上系ネットワーク、NTNでのインフラが展開されるといった御意見でございます。

5ページを御覧ください。③として、2030年頃に実現を目指すべき情報通信インフラの将来像はどのようなものかというものでございます。主な意見としましては、山口県、関西ブロードバンドからは、全国津々浦々で情報通信インフラが運用できる環境整備をすべきとの御意見が、そして、ソフトバンクからは、デジタル社会基盤インフラとしての高品質・多機能な通信ネットワークの整備が全国あまねく進展した状況であるべきという御意見がございました。

④として、この将来像を実現するために情報通信インフラを担う事業者が果たすべき役割や国の関与の在り方をどのように考えるかというものでございます。

主な意見としましては、事業者の役割として、I I Jからは、N T TはI OWN構想を展開する上で、そのオープン性を確保することで、多様なプレイヤーの参入を推進いただきたいという御意見でございます。

また、国の関与の在り方としましては、富士通から、国は適切な競争環境の実現等によって事業者のイノベーションを促進するとともに、中長期的な開発等について、より積極的な支援を行うことに加え、情報通信インフラの果たす役割の拡大に伴って、関係省庁が一体となった政策の立案・実行が重要になるという御意見でございます。

6ページを御覧ください。⑤として、グローバル競争について、情報通信インフラの観点から留意すべき事項は何があるかというものでございます。

こちらは、最初のポツで、ソフトバンクから、特定の電気通信事業者に対する規制緩和によって海外プラットフォーマーに太刀打ちできるようになるわけではなく、我が国のあらゆる事業者が率先して研究開発に努められる政策支援がより重要という御意見でございます。

また、最後のポツでは、富士通から、どの領域で競争し、どの領域で協調するのか等の具体的な戦略が重要といった御意見がございました。

7ページを御覧ください。ここからが2つ目の検討事項である「情報通信インフラの整備・維持」の在り方でございます。

①として、どのような通信サービスをユニバーサルサービスとして維持すべきかというものでございます。こちらにつきましては、K D D Iから、電話及び固定ブロードバンドサービスをユニバーサルサービスとすべきとの御意見が、他方で、STNet、クアルコムからは、モバイルが提案されているところでございます。

N T Tからは、利用環境の変化や技術の進展を踏まえ、何が国民に不可欠なサービスであるかを改めて検討することが必要という御意見を頂戴しております。

8ページを御覧ください。②として、ユニバーサルサービスとして維持すべき電話の対象についてどのように考えるかというものでございます。

こちらにつきましては、ソフトバンクから、未来永劫、メタル回線を維持することは非現実的であることから、徐々に光ファイバに制度の軸足を移すべきという御意見が、K D D Iからは、I P電話及びワイヤレス固定電話をユニバーサルサービスとして維持すべきという御意見がございました。

N T Tからは、国民に広く普及しているモバイルにより実現し、より効率的かつ利便

性の高いユニバーサルサービスを目指していくべきという御意見がございました。

9ページを御覧ください。③として、ユニバーサルサービスとしての公衆電話についてどのように考えるかというものでございます。

こちらにつきましては、ソフトバンクからは、当面、一定数は必要だが、内容、提供方法は、光ファイバへの移行等も踏まえて今後検討が必要という御意見が、次のNTTからは、モバイルによる代替等、国民負担の少ない方法を検討することが必要という御意見がございました。

10ページを御覧ください。④として、ユニバーサルサービスとして維持すべきブロードバンドの対象についてどのように考えるかというものでございます。

こちらにつきましては、ソフトバンク、KDDIは、現行制度の整理のとおりとすることが適切という御意見がございました。

他方で、オプテージからは、サービスの要件・品質によってはワイヤレスの活用が効率的となることもあるため、地域の実情に応じた適切なアクセス手段の選択につながり、国民負担の軽減が可能という御意見がございました。

JAIIPAからは、携帯電話サービスは、電波の減衰等、脆弱な側面が存在するため、経済合理性のみで判断するのは不適切であり、地域の要望や実情を踏まえながら検討を行うのが適切という御意見がございました。

11ページを御覧ください。⑤として、あまねく提供の確保方法についてどのように考えるかというものでございます。

こちらは、光ファイバ網の整備・維持やラストリゾートの担い手として、NTTに期待する御意見がございました。

NTTからは、必要十分な交付金制度、コストミニマムな提供手段等、サステナブルな仕組みが確立されれば、NTT東西としてラストリゾート責務を担うことも検討していく考えという御意見がございました。

12ページを御覧ください。⑥として、NTT東西によるワイヤレス固定電話やワイヤレス固定ブロードバンドの提供についてどのように考えるかというものでございます。

こちらにつきましては、JAIIPA、新潟通信サービスからは、不採算地域に限定して認められているNTT東西のワイヤレス固定電話について、要件緩和を行ってもよいのではないかと御意見がございました。

4ポツ目のKDDIからは、ワイヤレス固定ブロードバンドは、固定ブロードバンド

の未整備地域解消等に有効だが、その提供に当たっては、NTTの責務としての光ファイバのラストリゾート義務を課すことを検討することが必要という御意見がございました。

⑦として、将来のユニバーサルサービス制度の在り方についてどのように考えるかということで、KDDIから、電話とブロードバンドのユニバーサルサービス制度の統合について検討を行うことが必要という御意見がございました。

13ページを御覧ください。ここからが検討事項の3つ目、「競争ルール等の整備」の在り方でございます。

①として、現在の電気通信事業法の構造についてどのように考えるかということで、KDDI、ソフトバンクからは、変更の必要はないという御意見がございました。

テレコムサービス協会からは、NTT東西の地域網、MNOの無線網の開放を確保するルールの維持が必要という御意見が、JAIPAからは、卸についても接続並みに規制及び料金の検証が行われるべきという御意見がございました。

NTTからは、卸は相対契約を基本とするビジネスベースであることから、規律は必要最小限であるべき、また、メタル設備を縮退していくこと等を踏まえ、電話時代の規制は廃止すべきという御意見がございました。

14ページが、②として、NTT再編時に東西の2社に地域分割したことと、業務範囲が県内通信に限定していることについてどのように考えるかということで、こちらにつきましては、KDDI、ソフトバンク、STNet、オプテージからは、NTT東西の地域分割は維持されることが必要との御意見があり、これに対してNTTからは、経営の必要に応じて東西統合も経営戦略の選択肢の一つとして検討可能となる見直しが望ましいという御意見がございました。

業務範囲につきましては、NTTからは、旧来の県内・県間の区別による業務範囲規制は意味をなさなくなることから見直しを求める御意見があり、こちらにつきましては、KDDI、ソフトバンクも時代の変化に応じるための議論は適当という御意見がございました。

15ページを御覧ください。③として、指定設備設置事業者に対する不当な優遇の禁止の規制でございます。

こちらにつきましては、他事業者と合併、または他事業者から事業譲渡を受ける場合は規制の対象外となる点についての御意見を求めたものでございまして、STNetからは、

禁止規制の対象とすべきとの御意見がございました。

J A I P A、楽天モバイルからは、グループ内取引及び事業譲受がカバーされず、規律が不十分であるという御意見がございました。

16ページを御覧ください。④として、ネットワークの仮想化・クラウド化の進展に伴いまして、ネットワーク設備の自己設置者や通信の媒介行為に着目した規律の在り方についてどのように考えるかというものでございます。

マイクロソフトからは、電気通信事業者が一部の機能をクラウド上で仮想化するとしても、その者がネットワークの管理者であることに変わりがない。直接の規制対象は、引き続き電気通信事業者とすることが適当というものでございます。

他方で、クアルコムからは、通信事業者が多くの規制を受ける一方で、OTT・プラットフォーム事業者は規制がなくアンバランスな状態であり、規制の検討が必要という御意見がございました。

17ページを御覧ください。ここからが検討事項の4つ目、「国際展開の推進」の在り方でございます。

①として、国際展開で注力する分野は何かということございまして、クアルコムからは、O-RANについて、研究開発支援だけでなく、マーケティングその他にも利用可能な柔軟かつ大規模な経済的支援が必要という御意見がございました。

また、富士通からは、Beyond 5G 時代に向けて、Open RAN基地局やオール光ネットワーク技術等、先端通信技術の研究開発が重要という御意見がございました。

18ページを御覧ください。②として、NTTグループなど電気通信事業者等が国際展開を推進するに当たって、どのような点が課題で、その課題を克服するためにどのような方策が必要かというものでございます。

KDDIからは、法制度面の課題はないと、ソフトバンクからは、NTTグループに対する規制緩和は、国際競争力強化につながらないという御意見でございました。

③として、国としてどのような支援を行うことが必要かということで、新経連、ソフトバンクからは、研究開発税制の見直しが必要との御意見が、KDDIからは、必要な資金及び現地との折衝支援、技術及びサービスの標準化の支援等が必要という御意見がございました。

19ページを御覧ください。④として、海外のプラットフォーマー等を含めたグローバル競争について、特に留意すべきことは何かということでございます。

ソフトバンクからは、国産クラウド・プラットフォームの育成の観点も必要との御意見が、KDDIからは、情報通信インフラを担う事業者の競争力強化が必要という御意見がございました。

また、富士通からは、デジタルサービスや端末、通信機器等を含めた幅広い産業政策の視点が重要という御意見がございました。

20ページを御覧ください。ここからが5つ目の検討事項である「研究開発の推進・成果普及」の在り方でございます。

①として、先端的・基盤的技術について、電気通信事業者等が果たすべき役割についてどのように考えるかというものでございます。

富士通からは、国立研究開発法人や大学、通信機器ベンダー、スタートアップ等が連携し、研究開発やグローバルスタンダードへの提案等を行う枠組みを形成するに当たって、電気通信事業者が重要な役割を果たすことが期待されるという御意見がございました。

他方で、クアルコムからは、通信事業者主導の研究開発体制を構築する手法は、グローバルトレンドと乖離し、機器ベンダーの競争力の衰退の要因の一端となっている可能性があるため、抜本的な見直しが必要という御意見がございました。

21ページを御覧ください。②として、NTT持株の基盤的技術の研究業務や「基盤的研究の推進」の責務の在り方についてどのように考えるかというものでございます。

ソフトバンクからは、基盤的研究の重要性は変わらない、一定の規律は必要との御意見が、KDDIからも、基盤的研究の推進の責務について変える必要はないという御意見がございました。

他方で、富士通からは、一民間企業に基盤的研究の推進の責務を法的に課すべきか否かについては、検討の余地があるという御意見がございました。

22ページを御覧ください。③として、「研究成果の普及」の責務について、見直しが必要との考え方についてどのように考えるかというものでございます。

ソフトバンク、富士通、NTTからは、経済安全保障等の観点から、見直しについて賛同する御意見がある一方で、新潟通信サービスからは、競争結果である研究成果の普及の責務はそのままであるべきという御意見がございました。

23ページを御覧ください。6つ目、最後の検討事項である関係法制度の在り方でございます。

①として、NTT持株とNTT東西に求められる役割についてどのように考えるかというものでございます。

こちらにつきましては、下から2つ目、KDDIから、経済安全保障の確保は、公共性の高い「特別な資産」を持ち、特殊な責務を負っているNTTにおいては、より確実な確保が求められるとの御意見が、NTTからは、各事業者全体で取り組んでいくべきという御意見がございました。

24ページを御覧ください。②として、NTT持株の業務範囲の在り方についてどのように考えるかというものでございます。

KDDIからは、変更する必要はないとの御意見が、NTTからは、自ら事業を行うスキームも選択可能となるよう、業務範囲規制を見直していただきたいという御意見がございました。

25ページを御覧ください。③として、NTT持株の責務の在り方についてどのように考えるかというものでございます。

ソフトバンクからは、公社から承継した資産等を有する以上、国の将来に必要な責務を負うべきであり、光ファイバ網の全国的な整備・維持を進めるとともに、競争中立的な立場で光ファイバ網を公平・適正に提供する役割を果たすべきという御意見がございました。

④として、NTT東西の業務範囲の在り方についてどのように考えるかというものでございます。

こちらについては、ソフトバンクから、移動通信分野やISPに参入することは引き続き禁止すべきとの御意見が、KDDIからは、NTT東西と他グループ会社の事業再統合の防止が必要で、NTT法の業務範囲規制や合併等の認可手続は引き続き必要という御意見がございました。

26ページを御覧ください。⑤として、NTT東西の責務の在り方についてどのように考えるかというものでございます。

IIJからは、NTT東西の保有する光インフラや通信局舎は、固定通信サービスのみならず、MVNOを含む移動通信サービス、分散型データセンター等のクラウドサービスの提供にも必須の設備であるため、引き続き公共的な役割を堅持することが重要という御意見がございました。

KDDIからも、NTTの責務として光ファイバのラストリゾートの義務を課すこと

についての検討が必要という御意見がございました。

27ページを御覧ください。⑥として、担保措置の在り方についてどのように考えるかというものでございます。

J A I P Aからは、経済安全保障の観点からも政府保有株の売却は慎重に議論されるべきとの御意見が、ソフトバンクからは、事業計画について認可規定は必要という御意見がございました。

K D D Iからは、外資規制や株式の政府保有義務は、N T Tが保有する「特別な資産」の公共性や安定的提供の観点から規定されているものであり、安全保障の観点から議論することが必要という御意見がございました。

N T Tからは、外国人の株式取得制限は安全保障の観点からも重要であり、外為法の強化等を検討することが必要という御意見でございます。

最後、28ページを御覧ください。⑦として、N T T法と電気通信事業法の役割分担についてどのように考えるかというものでございます。

こちらにつきましては、ソフトバンク、K D D I、J A I P A、新潟通信サービスからは、公正競争の確保等の観点から、N T T法と事業法が両輪で必要であるという御意見がございました。

N T Tからは、N T T法設立当初の役割はおおむね完遂したという御意見でございます。

以上が提案募集の主な意見の概要でございます。

○山内主査 ありがとうございます。

ということで御報告いただきましたが、これは御報告ということでございまして、何かありましたら、また事務局のほうへ直接お問合せください。

(3) 事業者・団体へのヒアリング

- ・ JCOM 株式会社
- ・ 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟

○山内主査 それでは、議事を進めさせていただきます。ヒアリングでございます。

それでは、最初のヒアリングでございますが、JCOM様から芳賀会長、岩木社長から御

説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

時間的には、大変恐縮でございますが、10分ということをお願いしたいと思います。進行の管理の関係から、残り5分、1分の時点、10分経過の時点で事務局から合図をさせていただきます。

それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

○JCOM（芳賀会長） ありがとうございます。ただいま御紹介に預かりましたJCOMの会長の芳賀と申します。日本ケーブルテレビ連盟の副会長も務めさせていただいております。

まず、本日は、このような御説明の機会を賜りまして、また、貴重な情報共有を賜りまして、本当にありがとうございます。

JCOMは、95年設立以来、様々な事業を通じまして、地域社会に根つきながら、地域住民の皆様の生活の向上に幅広く伴走してまいりました。今後とも本業のケーブルテレビ事業を通じて、公平・公正な競争環境の下に地域のお客様へのサービスの御提供を続ける所存でございます。本日、JCOMからは、そのような視点からお話をさせていただければと思っております。

それでは、早速ですが、社長の岩木より説明に入らせていただきます。

○JCOM（岩木社長） JCOM社長の岩木でございます。本日はどうもありがとうございます。私どもの内容について説明させていただきます。次のページを御覧ください。

まず、当社概要でございます。左側にサービスエリアと書いています。JCOMは、東京にいらっしゃるお客様は、全国で提供しているんじゃないかと思われるかもしれませんが、実は提供地域は34%と書いてあるとおりでして、460以上のほかのケーブル事業者の皆様が全国各地域で事業展開しているという状況でございます。

真ん中は数字でございますので、御覧いただきまして、右側に事業領域ということで、3つ書かせていただいております。上段がケーブル・プラットフォーム事業ということでございまして、テレビ、インターネット、モバイル、電力といった、いわゆる通信サービスを中心としたサービス群でございます。

真ん中、メディア・エンタテインメント事業というのがテレビの放送のチャンネル、コンテンツ系の事業をやっておりまして、例えば今ですとJスポーツでラグビーのワールドカップの全試合を放映したりしておりますしゴルフネットワークとか他のチャンネル事業もやっております。

一番下段ですが、今日中心にお話ししたいところですが、地域メディアとしての情報発信、あるいは情報提供事業ということをやっております、これは、コミュニティーチャンネルであったり、コンテンツをアーカイブしたインターネットアプリのサービス等を提供させていただいております。

それでは、次のページをお願いいたします。ケーブル事業者による地域に根差した事業・活動ということで、本日は地域に根差した活動を中心に御説明させていただきたいと思っております。

次のページをお願いいたします。これが各地域の競争環境でございます、左側にJCOM、右側にNTT東西と書かせていただいておりますけれども、我々各地域で地域の通信・放送サービス、特に通信サービスでNTTさんとは競合状態にある。やはりNTTさんは強大でございますので、我々は今、ちょっと押し込まれているような状況でございますけれども、こういう競争環境にあります。

ケーブルテレビ事業者は、通信・放送サービスで上げた事業収益を基に地域に根差した活動をやっております。上段のほうに書かせていただいておりますが、その活動2つ、地域メディアとしての情報発信、それから地域の防災、安心安全、DX化への取組、こういったことに取り組みまして地域の活性化に貢献しているということでございます。

次のページをお願いいたします。まず、地域に根差した活動、メディアのほうの活動ですが、実はJCOMの場合ですと、総勢、全国に500名が、この活動に関わっております。

25拠点にスタジオがございまして、それぞれ下にありますとおり、例えば市政情報、これは市長さん、知事さんにも番組に出ていただいて、今の市政について御説明いただいたり、それから議会中継を放送しております。この7月～9月の3か月で、この関係の番組を59番組、それぐらいの量を御提供しているということでございます。

それから、花火大会ですとか、地域のお祭り、学校のイベントであるとかを取材して放送させていただく。これが、この3か月でやはり77番組。各地方の団体さん、商店街さんと協力しながら、こういった番組づくりを行っているということでございます。

それから、ここ数年取り組んでおりますのが、高校野球の地方大会。合意いただいている都道府県の高野連の皆様とは、1回戦から高校野球の試合を放映する。決勝戦、準決勝になりますと放送局の皆さんが放送しますけれども、そこに上がる前の試合から放送させていただいております。それから、一番右側が今年度から非常に力を入れて取り組んでおりますけれども、安心安全情報ということで、例えば水害が起こったときに、ど

のように避難経路を通して逃げるのかとか、この通りはすごく交通量が多くて、速く走る車が多くて非常に危険である。それを行政と住民の皆さんがタイアップして、どのようにそこを安全な道路に変えていくか。こういったコンテンツ、大体3分物なのですが、これを毎週作って、放送で流している。これをどんどんインターネットでアーカイブして行って、いつでも地域の皆さんに御覧いただけるようなコンテンツをどんどん増やしていこうということで、今、取り組んでいるものでございます。これは、今、各県単位で作っています。

次のページをお願いいたします。これは地域に根差した活動ということで、NHK様と防災協定を結んでおります。各地域での防災の情報を、JCOMのアーカイブのコンテンツ、NHK様のコンテンツ、これをお互いに自由に使いましょうということで、お互いサーバの中にどんどん入れ合っています。地域防災ということで、今、212の自治体様と防災協定を結ばせていただいています。

それから、地域防犯ということで、これは全国の113か所の警察署と特殊詐欺防止であるとか、パトロール、見守りといったところの協定を結ばせていただいている。

それから、デジタル化推進ということで、「デジタル推進委員」、デジタル庁さんが進めていらっしゃるものですが、今、JCOM全体で約7,000名がデジタル推進委員に登録させていただきました。全体で2万6,000人と聞いていますので、すごい割合をJCOMの社員がなっている、こんなこともやっている。

それから、我々は、ケーブルテレビを使ったオンライン診療をやっているのですが、これについても「もっと力を入れなさい」といったお言葉もいただいております。こういったところのデジタル化にも取り組んでいるということでございます。

次のページを御覧ください。これは、何もJCOMに限ったことではなくて、実は全国のケーブルテレビ事業者、皆さんがこういったミッションを掲げて取り組んでいるということで、同じような取組を皆さんやっていますという図です。これは、日本ケーブルテレビ連盟のケーブルビジョンに掲げているミッションですけれども、4項目全て「地域」といったことがテーマに掲げられています。

次のページをお願いいたします。9ページ目、こういった活動が評価されて、先般、「企業広報大賞」というのを経済広報センターのほうからいただきました。右側に私、写っています。私の右に立っているのはNTTの篠原さんです。

下段に書かせていただいておりますが、各地域に「地域プロデューサー」を置いて、

地域活性イベントの企画・立案、こんなことをやってきた。それから、地域・社会課題の解決につながる活動をやってきたといったことで評価していただいた。

我々ケーブルテレビ事業者は、実はこの30年以上、ずっと同じことをやってきておりまして、ようやくそういったことが評価されるような世の中になってきたと考えております。業界を代表してJCOMが賞を頂いたのかなと思っております。

次のページを御覧ください。こういった活動ですが、先ほど申し上げましたとおり、地域ではかなりNTTさんとの競争で苦勞しておりまして、今、ケーブルテレビ事業者の経営が逼迫しているということで、上段に掲げていますような地域に根差した活動がだんだんできなくなってきた。当然、この活動は赤字ですので、通信事業のほうが悪くなると上の事業もなかなか続かなくなるといったような状況になっているところでございます。

右側にNTTグループさんと書いていますけども、今はまだ地域通信だけですが、モバイルサービスや、クラウドソリューションといったものが提供されますと、もう行政へのサービス等では太刀打ちできないといった形になってきますので、地域メディアとして事業継続は困難になるということでございます。

次のページを御覧ください。ここからNTT東西が公社から承継した資産・設備についての優位性についてお話ししますが、これは、ほかの事業者さんとほぼ同じ内容ですので、簡単に触れさせていただきたいと思えます。

次のページを御覧ください。これは、当然ですが、ほかの通信事業者さんと同じように、JCOMもNTTさんから電柱と管路、とう道等をお借りして事業を提供しているということでございます。

次のページを御覧ください。実際に管路を延ばしたりするときにNTTさんをお願いして線路の供用、あるいは電柱添架をお願いするんですが、申込みが却下されることがある。埼玉県で最近の事例を集計したのですが、現在約35%の案件が却下されている状況でございます。そうすると、我々は事業展開ができなくなるということです。

次のページ。ここは、NTT法と電気通信事業法の役割ということで、上段右側に懸念点を書かせていただいておりますが、他社が市場から排除される恐れが出ているということで、改めて、やはりNTT法と電気通信事業法、この両輪での規制というものは、我々の健全な競争環境を維持するためには必要であると考えている次第でございます。

最後にまとめを15ページ。次のページをお願いします。これは、先ほど御説明したと

おりでございまして、市場の競争環境、このような形になっていて、先ほど右下の絵で御説明しましたが、もしNTTグループの組織に対する規制がなくなって東西との垂直統合、こういったものが進みますと、他事業者が対抗することはますます難しくなる。特にケーブル事業者は、なかなか難しくなる。

そうすると、我々ケーブル事業者が現在提供しているような地域に根差した事業・活動、それからメディアの活動、こういったものがなかなかできなくなるということで、NTT法の存続についてお願いしたいということでまとめさせていただいております。

私の方からの説明は以上でございます。

○山内主査　　どうもありがとうございました。

それでは、次に日本ケーブルテレビ連盟副理事長でいらっしゃいます愛媛CATVの宮内社長より御説明をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○日本ケーブルテレビ連盟（宮内副理事長）　　本日は貴重なお時間をいただきありがとうございます。日本ケーブルテレビ連盟情報通信制度委員長、愛媛CATV代表取締役社長の宮内でございます。日本ケーブルテレビ連盟を代表して御説明いたします。

1ページでございます。ケーブルテレビは、地上放送の難視聴対策として誕生したサービスです。1996年からケーブルインターネットのサービスを開始し、我が国のブロードバンドサービスの先駆けとなりました。現在では、放送関連より通信のほうが売上げが多くなり、通信事業者としてFTTH、モバイル、インターネット等のサービスを展開しております。

2ページでございます。都道府県ごとのケーブルテレビの普及率とNTTのシェアを記載しています。左側がケーブルテレビの普及率です。西日本で高めの傾向が出ています。山間部の多い県でもケーブルテレビの普及率が高くなっており、大手のキャリアがサービス提供していなかった地域をケーブルテレビがカバーしています。普及率の大小はありますが、これまでの競争の仕組みがあったからこそ、ここまでケーブルテレビの普及が全国的に進んだと言えるかと思っております。

3ページでございます。実は2年前にケーブルテレビ連盟において業界の将来の在り方を検討しており、その中で作成した資料を御紹介します。

ケーブルテレビは常に新しい環境に対応し、変革を続けるべきと考えておりますが、逆に変革を怠った場合には、最悪のシナリオが待ち受けているという想定をしています。様々なパラメーターにより推計を行い、ケーブルテレビ事業の将来予測をしました。

テレビ離れとネット視聴の流れ、少子高齢化、地域経済の縮退による顧客基盤の先細りといった前提もありますが、一番大きい要素が競争環境の激化です。現状では、通信はケーブルテレビ事業者の売上げの約半分を占めており、通信の事業環境の変化に大きな影響を受けます。

これらの影響により、何も対応しないままだと、ピーク時と比べて4割まで契約が落ち込むという試算となっています。更に、今回のNTT法見直しでNTTの再編・統合が進むことになれば、このシナリオより状況が悪化するのではと強い危機感を持っています。

4ページでございます。本日の御説明する内容でございます。

まず、将来の情報通信インフラの姿を想定しながら望ましい政策を議論する必要があると思っております。その中で地域事業者も含めたサービス、競争の進展が必要かと考えております。独占的地位を有する事業者、公の財産を承継した事業者の活動を適切に制限しない場合、独占企業による他社の排除が可能になるということが言えるかと思っております。

現在、NTTの組織再編が議論されていますが、3つの大きな懸念が考えられます。そのために必要な枠組みを適切に設けていくことが必要かと考えられます。具体的には次ページ以降で御説明します。

5ページでございます。2030年は光ブロードバンドが国民全体に行き渡る時代になることが予想され、光インフラはモバイルブロードバンドを支える基盤としても重要な役割を果たすと考えられます。また、特に地方においては安価に多様なサービスを利用できるということも重要な点です。

このインフラを活用し、地域課題の解決のために様々なサービスの選択肢が用意され、利用者が選択できる環境を用意する必要があります。これを実現するためには、地域事業者も含めたサービス競争の一層の進展が必要と考えられます。逆に独占事業者、公の財産を承継した事業者の活動を適切に制限しない場合、市場支配力を利用して、他社の排除が可能となることが想定されます。

6ページでございます。過去を振り返りますと、ケーブルテレビ事業者は、ブロードバンドの普及、イノベーションの進展というところで大きな役割を果たしてきています。

まず、1990年代当時は、加入者電話は、NTT独占で他社の参入は不可能でした。その当時は、ダイヤルアップ等のナローバンドが利用されていました。その後、インフラ

開放ルールが導入され、1996年にケーブルインターネットが開始されました。また、その3年後、ADSLサービスが開始されています。

素地として、全国にあまねく整備された加入電話網があり、更にもその上で公社インフラが開放されたことでイノベーションが可能となりました。これが我が国のブロードバンド普及を加速化させたと考えられます。将来においても、このようなイノベーションの素地を確保し続けることが必要と考えております。

7ページでございます。現在、俎上に上っているNTT再編に関連して、3つの懸念を御説明いたします。

8ページ目でございます。まず、1つ目の懸念です。独占企業の市場支配と他社排除です。具体的に現場で起こっている事例を交えて御説明します。

例えば電柱利用において、強度不足等の理由により拒否される。新しい電柱であっても他社利用を想定した強度・容量がなく拒否されるということが多発しています。情報の開示が遅い場合もあり、NTTが新設した電柱の他社への利用公開が数か月遅れるということもあります。

また、補助金等の活用にも懸念がございます。ブロードバンド・ゼロ地域において、地元通信事業者が地元の要請を受けて自己資本でサービスを始めた後であっても、NTTが補助金等を活用して参入してくることで、地元事業者の採算性が大幅に悪化するという事例も発生しております。

時間の関係で、全ての説明は割愛しますが、現状でもこれらの懸念がある中、更にNTT分離・分割見直しによって、線路敷設基盤等の利用が不透明化することが懸念されます。

9ページ目です。2つ目の懸念で、公の資産の競争目的利用です。公の資産については公平な管理が必要と考えております。国民が施設設置負担金という形で出資して整備された公のインフラについては、他社との競争の目的で利用されるべきではない。各企業により、公平に、かつ透明な形で利用されるべきと考えております。これを担保するため、契約条件、費用は検証可能な方法で公開されるべきと考えております。

また、国民共通の財産を海外企業が運用・管理するという状態は望ましくなく、外資規制や政府株保有の見直しの議論は慎重に行うべきと考えております。

資産構造で見ますと、NTTは、公社から承継した資産・設備の上に回線を増強し、サービスを提供しています。ケーブルテレビでは、電柱・管路等を借用し、その上に回

線を敷設して事業を運営するケースが多々あります。NTTとケーブルテレビが公平な競争をする上で、電柱等のインフラの公開が制限されると、まともな競争ができないという状況に陥ることが懸念されます。

10ページ目でございます。3つ目の懸念ですが、地域サービス、携帯産業の衰退です。NTTは、グループ全体として高いシェアを誇っており、携帯電話ではトップシェア、ブロードバンドでもトップシェアです。これらのグループが統合されることによって、それぞれの分野で高いシェアを持つ統合グループが出来上がることとなります。セット販売等により顧客のロックインを図り、対抗値下げ等によって競合他社を退場させ、独占が成立した後に値上げにより利潤が確保されるということが考え得るシナリオです。競合が存在し得る範囲に、NTTの活動は制限すべきと考えます。

また、NTTは、基本的に通信会社ですので、地域情報提供機能を有していません。これまでケーブルテレビでは、地域の防災情報や安全安心情報、イベント・スポーツ・文化等の情報の発信を行っています。地域の情報通信インフラの存続を考える上では、ケーブルテレビ固有の地域情報発信機能についても考慮すべきと考えております。

11ページでございます。これまで申し述べた懸念に対しては、公正競争を担保する枠組みの維持が必要です。NTTは、公の財産を承継している立場、また、独占的シェアを有する立場、2つの立場があり、これらが競合他社への対抗措置で使われると、競合他社の事業が成立し得ないという力を持った企業です。これを適切に規制して、公正競争を確保するのが我が国の情報通信の発展のために必要です。

これまでNTT法で組織の在り方についての規定が設けられ、また、電気通信事業法で行為についての規定が設けられており、接続ルール等の透明かつ公平な提供が定められております。これらの組織・行為の2つの規定があつて、初めて競争環境が担保されてきたと考えております。この観点から、NTT法の中で定められている分離・分割規制は維持すべきと考えております。

12ページでございます。最後にラストリゾート提供についてです。これまでブロードバンドの普及期には、民間企業、大手の通信企業は都市部先行で投資されてきた経緯があります。その中で取り残された地域では、地元の自治体等がブロードバンドを敷設し、公営ケーブルとして運営されてきております。

こういった公営ケーブルの多くでは、設立から20年、30年が経過し、大幅な設備更改の経費負担が懸念されています。また、人口減少によって経営基盤が先細っており、サ

ービスの継続・承継が課題となっております。

その中で依然として全国にブロードバンド・ゼロ地域が存在しており、市場原理に基づくエリア拡大はほぼ均衡点に達していると考えられます。これらの状況を勘案しまして、ラストリゾートとしては、公的資産を承継したNTTに一定の役割を求めたいと考えております。

最後のページに、先ほどのまとめの1枚を再度掲載しております。電気通信事業法における競争政策の維持・発展、NTT法における分離・分割規制の維持があって、初めて公正競争が確保されると考えております。現状のNTT法の分離・分割規制の枠組みは維持すべきと考えております。

ケーブルテレビ連盟からの発表は以上です。本日はお時間をいただきありがとうございました。以上です。

○山内主査 どうもありがとうございました。

それでは、意見交換に移りたいと思います。ただいま2社から御説明いただきました御意見、御質問のある方は挙手をいただき、あるいはリモートの方は画面右下のチャット機能にて全員の選択をした上で発言ありということでお知らせいただければと思います。

ただ、恐縮でございますが、ちょっと時間の関係もございまして、御質問、御回答ともに要点を絞っていただければというふうに思っております。足りない分については、後ほど文書にての御質問ということもあるかと思っております。

御質問等ございましたら御発言願いますが、いかがでしょうか。

では、相田委員、どうぞ。

○相田主査代理 相田でございます。埼玉で添架申請の35%が却下された実績があるということで大変驚いているんですけども、そのときに事業者のほうとしてはどう対応されるのか。埼玉であれば、多分、光ファイバ、ダークファイバを借りることはできると思うんですけども、そういうほうに切り替えられるのか、それとも、その地域での提供を本当に諦めてしまうのか。そこら辺、いろんなケースがあり得ると思うんですけども、どういうケースが多いのか、御参考までお聞かせいただければと思います。よろしく願いいたします。

○JCOM（岩木社長） ありがとうございます。先ほど埼玉の例をお話ししましたが、具体的に数を申し上げますと、2022年度の申請件数716に対し不承諾件数が253だったとい

うことで、約35%ということでございます。

不承諾になった場合ですけれども、インターネット回線であれば他社から借りる、例えばKDDIから借りる、あるいはNTTの卸を借りることが可能ですけれども、我々はその上にテレビの放送の信号を載せなくてははいけない。その場合は、今のFTTHの上にはテレビの放送は、これはRFなので載りませんので、テレビのサービスについては御提供できないということになりますので、我々としては事業提供できないという形になります。

そういった意味では、その電柱申請が許可されるまで待つ、あるいはインターネットだけ先に提供しておくといったような形の対応をしておるところでございます。

○相田主査代理 ありがとうございます。

○山内主査 よろしいですかね。

林委員、どうぞ。

○林専門委員 御説明どうもありがとうございました。

JCOMさんとケーブルテレビ連盟さんにそれぞれ一つずつ質問がございます。

JCOMさんに質問です。ケーブルテレビ連盟さんは、NTTによるブロードバンドのラストリゾートの責務について主張しておられますが、JCOMさんも同じ御意見ということで理解してよろしかったでしょうか。

次に、ケーブルテレビ連盟さんへの質問ですが、8ページで、「線路敷設基盤等の利用や公正競争が課題となりうるケース」が上がっておりますが、これらはファクトとして現実に生じているケースと理解しましたが、現在でもこういった事象は生じていて、連盟の加入各社さんが現に困っておられるということでしたら由々しき事態であると思った反面、他社排除や公正競争を歪める目的で、NTTさんが本当にこういったことをやっているのか、しっかりした検証が必要であると思います。

NTTさんからみると、線路敷設基盤の利用を拒否したり、時間がかかる点にしても、NTTさんが考えておられる正当化事由を個別の事例ごとに吟味しないと、直ちに競争政策上問題であるとはいえないと思っております。低い応札の点にしても、本当にコスト割れでの略奪的な応札なのか、具体的にケースバイケースで吟味する必要があります。

要するに、ここで1枚紙で示された資料から、直ちにNTTさんがやられていることが不当、あるいは独占禁止法上の不公正な取引方法だということは言えないのであって、この点、もし補足的な御説明があれば御教示いただければと思います。

以上です。

○山内主査 JCOMさんからお願いいたします。

○JCOM（岩木社長） ありがとうございます。

ラストリゾートに関する考え方ですけれども、基本的にはケーブル連盟様の考えと我々も一緒でございます。ただ、我々は主に都市部でケーブル事業を提供させていただいておりまして、辺境地においてもサービスを提供している地方のケーブルテレビさんと同じような状況ではないので、そこはあえて我々のほうから意見はさせていただきませんでした。

○日本ケーブルテレビ連盟（宮内副理事長） これに合わせて一斉にアンケートをして、いろんな事例が上がってきましたので、それについてまとめさせていただいたということですから、NTTさん側の言い分もあるとは認識しております。

ただ、例えば先ほどの原価割れという話がありましたけど、原価割れかどうかは別としても、ある事例ですが、公共ネットワークを入札したときに、実際にケーブルテレビ側の応札した金額の中には、NTTさんから借りているダークファイバの金額とか、いろんな設備を借りる、もちろん冗長化はしないとイケないんで、1本は自分で持っても、冗長化の部分は借りたりしているわけですよ。その借りている金額よりも低い金額で応札してきたと。これはびっくりする事例であり、公取問題かなと思うぐらいの話だが、やはり自治体にとっては安くなってよかったよねということなんで、それについて地域事業者が安過ぎるじゃないかというのはなかなか言いづらいという実態がある。

ところが、結局、そういうふうにして地域事業者を結果的に排除したというところによっては、実を言うと、その前の入札のとき、その地域事業者が取ったときから言うと半額ぐらいになっているんですね。NTTさんはすごい高い金額でずっとやっていて、自治体が高過ぎるんじゃないかということで、地域事業者を入れて応札したら半額ぐらいになった。

ところが、次の5年後の更改のときには、更にくぐってきたというところで、要するに借りている金額よりも安かったということになると、これはエビデンスとしてちゃんとありますけれども、例えば、そのような事例はいろいろございます。

NTTにいろんな言い方はあるんだろうと思いますけれども、明らかに金額的には全く合わないという金額が出たことはございます。

○林専門委員　ありがとうございます。最後におっしゃった点は、独占禁止法上のマー
ジンスクイズみたいな話になっているようにお見受けしました。事実としてもし本当
にそうだとしたら、これは問題だなとは思いますが。どうもありがとうございました。

○山内主査　関口委員どうぞ。

○関口専門委員　どうもありがとうございました。JCOMさんの13ページ目のところ、ケ
ーブルテレビ連盟さんで言うと8ページのところですかね。先ほどから何度か出ている
添架不可の事例なんですけれども、申請を受け付けたN T Tさんから見ると、強度不足
を理由にしてというのは、要するに自己使用が原則だから、ゆとりがあればということ
だと思えますけれども、もしN T Tさんにとってみて本当に強化するための補強が十
分必要なんだとすると、「全部借りてくれるんですね」というような状況になるはずな
んですね。

ある希望された箇所だけを補強するということについて言うと、ビジネスベースで、
それが解決できる道もあるような気がするんですけれども、何かそこをN T T側に希望
があれば必ず補強しなければいけないという規制が御希望なんでしょうか。ちょっとそ
こら辺について、もう少し御説明いただけると幸いです。

○山内主査　それについて、ちょっと大谷委員の御質問もJCOM様からの35%不承諾にな
った理由が柱の強度不足の場合、柱の強化のためにケーブルテレビ事業者が費用負担す
ることがあるんでしょうかという御質問なんで、併せてお答えいただきたいと思います。

○JCOM（岩木社長）　御質問ありがとうございます。この件は宮内社長のほうからもお
答えいただこうと思いますけど、基本的には、今の段階では申請して駄目であれば、そ
れでもう不承諾ということですよ。ケーブル事業者に追加の費用負担をしてほしいとい
う話はございません。

強度不足については、どのぐらい強度不足なのかといった情報は我々は分かりません
ので、基本的にはN T Tさんからの回答を信じて、次の対処を考えるしかないというの
が現在の状況でございます。

○山内主査　ということは費用負担もないということですね？

○JCOM（岩木社長）　はい。

○山内主査　ありがとうございます。

関口委員、よろしいですか。

○関口専門委員　はい。

○山内主査　ほかにかがでしょうか。どうぞ。

○日本ケーブルテレビ連盟（宮内副理事長）　全本借りるというようなことはないんですけども、ただやはりN T Tさんが電柱を新設するときも最初から自分のところの利用だけしか考えていないような設計になっているということが多々見られるので、我々はちゃんと共架料はお払いして借りているという形なので、今までもいろいろ借りてきたのに、最初から入れないよという仕様になっているというところが我々としては非常に苦しいというか、残念だというところがございます。

○山内主査　よろしいですか。

○関口専門委員　ありがとうございます。両方の事情ってよく分かるんですけども、ただ、N T Tに対しては規制当局側である総務省もやっぱり効率性というのは求めるわけですので、あまり強度を不必要なほどにまで持つ必要もないわけですね。

ですから、ニーズがどういうところに出てくるかが分からない状況で言うと、貸手側としてはあまり無駄な強度を持たせることは、かえって非効率な事業運営になってしまうという事情はあると思うので、そのところについて、例えば費用負担の道を開くなり何なりという御要望があれば、そういったケースについて対応することは今後可能かもしれませんが、何かそういう御提案を頂戴できるのであれば、またお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

○山内主査　どうぞ。

○JCOM（岩木社長）　ありがとうございます。そういう建設的な方法も含めて、我々も改めて考えて、また意見を出させていただける機会があれば対応していきたいと思えます。ありがとうございます。

○山内主査　そのほかに。どうぞ、長田委員。

○長田専門委員　長田です。ありがとうございます。今のところに加えてなんですけれども、局舎コロケーションがやはりJCOMさんの資料の13ページに載っているんですけど、私が何か所か見学させていただいた感想から言えば、コロケーションのところはI P化で大分スペースが空いてきていて、何か課題があるとは思えないのですが、具体的にコロケーションも利用できない場合というのはどういうケースがあるのか、教えていただければと思います。

○JCOM（岩木社長）　ありがとうございます。JCOMの場合、現在、光化を進めているところで、いろんな光のサービスを提供するための設備をN T TさんのG C局の中に置か

せていただこうと思っております。今、いろいろ調査しておるんですけども、今、先生のほうから、結構、局舎空いているんじゃないかというお話がありましたが、まず調査依頼を出すと、「そこは空いていません」という返事がかなりの確率で返ってきます。これは通信事業者の場合も同じですけども、NTTさんが御自分たちのために使われていて、余った場所を貸していただくという形なので、そこでも電柱と同様の問題が起きているというふうに思っています。

○山内主査 よろしゅうございますか。ありがとうございます。

まだまだあろうかと思えますけど、ちょっと時間のほうが予定された時間となりましたので、これ以上の御質問ということであれば、事務局を通して文書でお願いしたいと思えます。御協力どうもありがとうございました。

(4) 外資等規制

○山内主査 それでは、議事を進めさせていただきます。次は議事の4番目、外資規制の問題であります。

これにつきましては、外資規制の必要性について田島弁護士、それから西川弁護士にまず御説明いただきたいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

○田島弁護士 ただいま御紹介いただきました弁護士の田島正広と申します。本日はお招きいただき、どうもありがとうございます。早速ですが、お話しいたします。

まず1ページ目、「NTT法による外資等規制の必要性に関する考察」ということで、今回お話しさせていただきます。「外為法による規制の現状を踏まえて」ということとなります。

2ページ目に参ります。前提としてNTT法と外為法の外資等規制についてお話しいたします。こちらは、もう皆さんよく御存じのところかもしれませんが、繰り返させていただきます。

まずNTT法につきましては、会社の義務としての定めとして出資規制を定めており、外国人等議決権割合を3分の1未満と定めています。それから、外国人役員規制を定めており、日本国籍を有しない人は、会社及び地域会社の役員になることはできません。これらは国籍を基準とするものであります。

2つ目、外為法。こちらは外国投資家の義務としての定めであります。外国投資家が

通信事業を営む上場会社の株式を1%以上取得する場合には、原則、事前届出が必要になります。ただし、10%未満の株式取得については、一定の基準、すなわち免除基準及び上乗せ基準を遵守すれば、事後報告で実施可能となります。

ここで言う外国投資家は居住地基準であります。外国人であっても日本に居住している場合には、外国投資家としての規制の対象にはならないところでございます。この基準の違いが何をもちたらずかは後述いたします。

3ページ目へ参ります。NTT法の外資等規制の合理性、相当性について触れさせていただきます。

NTT法の目的は、適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図ること並びに電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うことであります。

保有資産の特徴としまして、メタル回線、光ファイバを敷設するための電柱、管路・とう道は、公社からNTT東西が承継しており、固定通信・移動通信双方の基盤として高い公共性を有します。したがって、経済安全保障上の要保護性も高いものということが言えるかと存じます。

目的に対する規制の合理性、相当性の部分でございますが、上記目的を達成するために出資規制、外国人役員規制を設けることの合理性は、いまだ喪失されているものではないと思料されます。

なお、役員の一部開放など、手段の相当性についての検討の余地は感じられるところ です。

続いて、4ページをお願いいたします。NTT法の外資等規制を撤廃した場合の外為法での対応可能性について触れていきます。

外為法上対応可能な範囲はどのような範囲かということになりますが、出資規制については、外国人等議決権割合が3分の1を超えるような取得については、外為法の事前届出免除制度が適用されることはないので、事前届出による事前審査がなされることとなります。

しかしながら、外為法上の対応の限界といたしまして、事前審査がなされたとしても、外国人等議決権割合が3分の1を超えるような株式の取得について、必ずしも投資の変更・中止の勧告や命令がなされる保証はありません。

また、日本国籍を有しない者の役員就任も否定することはできません。

違法に対内直接投資等がなされた場合の事後措置実施までのタイムラグが、保有資産

の安全性の担保というものを困難ならしめるおそれも懸念されます。

外為法の事前規制（変更・中止命令）が出されたのは2008年に外資系投資ファンドが電源開発株式会社（Jパワー）の株式を追加取得しようとした際の1件（中止命令）がございませう。9.9%保有していたところ、20%に株式を追加取得しようとしたという件でございませう。このときには公序を理由とする株式取得の中止勧告がなされました。

基準の抽象性、不明確性という部分が対内直接投資の阻害要因ともなり得るところが懸念されるとの話もございませう。また、基幹公益事業に対する経済安全保障の観点からのより強い外資規制を電源開発の民営化時点で導入しておくべきだったとの批判も当時からなされておりました。

ところで外資による株式取得の対応として、外国人の方が日本にある事務所で勤務するなどによって我が国の居住者となり、外国投資家とはもはや判断されないという事態になる場合、この方が株式買占め等を行うとなると、例えば、その背後に懸念国の影響がある事態というものも想定されます。これは講学上のケースではありますけれども、そういうことも実は想定される場所でもあります。

この場合でもNTT法は国籍基準なので、当該外国人投資家、その支配する法人への株式譲渡を制限でき、その意味で存在意義はなお大きいものと言ふことができると思ひます。

5ページに参ります。黄金株による対応可能性については、既にこちらのほうでも議論されているということもございませうので、ざっとお話ししますが、黄金株とは、株主総会や取締役会の決議事項につき拒否権を持つ種類株式でございませう。拒否事項は定款で定める必要があります。株式会社INPEXの導入事例がございませう。

東京証券取引所においては、上場会社について取締役の選解任等の重要事項に黄金株の発行に関する決議、決定があつた場合、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないとされる場合を除いては、上場を廃止するものとしています。国を割当て先として黄金株を発行するような場合が、まさにこの例外ということになるんですが、既上場の場合には例外適用は慎重に行ふことが同時に求められているということでもあります。

このような状況下では、このような決議それ自体についても株価への影響というものが避けられないと考えられますし、そもそも特別多数決を得られるのかという問題もあろうかと思ひます。

続いて、6ページですが、まずは7ページのほうをおめぐりいただけますでしょうか。

7 ページ、現状の外為法における事前審査の限界の部分でございます。

財務大臣及び事業所管大臣は、「国の安全等に係る対内直接投資」に該当すると認めるときに、投資の変更・中止の勧告・命令が可能とされています。

6 ページに一旦お戻りください。それでは、外為法上制限される対内直接投資とはどのようなものかということでございますが、国の安全等に係る対内直接投資等ということで、次のいずれかの事態を生ずるおそれがある対内直接投資ということになります。

イ、国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、または公衆の安全の保護に支障を来すことになること。ロ、我が国経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすことになること。

7 ページにもう一度お戻りください。これに対して N T T 法の方はどのような定めになっているかということ、第 1 条「適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図ること並びに電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行うこと」という目的でありまして、この 2 つの法令の規制の目的の部分が、一致しているものではないということになります。

N T T 法の外資規制を外為法の現状のまま廃止した場合に、外為法で同様の規制が維持されることが担保されている状況には、したがってないということになっているというふうに思料します。

仮に、外為法上、N T T 法と同様の規制を導入するとすれば、例えば外国投資家の定義も変わってくるということにもなってくるんでしょうし、立法目的、規制内容、判断基準を異にする制度を混入させることとならざるを得ないことにもなってくるんでしょう。それは、私にはなかなか想定できない状況でございます。外為法の抜本的な見直しを要することになると思料されるところであります。

8 ページをお願いします。出資規制以外の規制態様の違いといたしまして、N T T 法においては、日本国籍を有しない人の役員就任が規制されていますが、外為法においては、事前届出免除制度の中の免除基準に関連するだけということで禁止されているわけではありません。

N T T 法は、会社の目線から出資規制に違反しないかを確認するものとされているところ、外為法は外国投資家の目線からの確認が必要とされるものであります。

9 ページをお願いします。こういったところを踏まえますと、次のようなまとめになってくるかと存じます。

現状、外為法の事前審査でN T T法と同様の外資等規制が実現できる保証がないと思料されるところ、少なくともN T T法による規制目的に合理性があり、その達成のための規制手段の相当性についても、一部見直しの余地がないとはいえないものの、直ちに不相当とは思われない点に照らすと、N T T法の外資等規制を廃止することについては慎重に議論されることが相当であると思料いたします。

御清聴どうもありがとうございました。

○山内主査 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして外資規制の現状と課題についてということで、渡井委員から御説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○渡井専門委員 ありがとうございます。慶應義塾の渡井と申します。

それでは、議論のたたき台ということでお話ししたいと思います。

1 ページをお願いいたします。論点は、情報通信分野における外資規制をどのように考えるかでございます。この目次でございますように、まず、I で外資規制の根拠について、II とIII で日本について、IV はそれを踏まえての検討事項についてお話しさせていただき、V でアメリカの御紹介をして、VI で簡単なまとめをしたいと思えます。

2 ページに参ります。I の投資の自由化につきましては、まず日本を含む38か国が加盟するO E C Dが資本移動自由化コードでルールを設けております。投資の自由の例外規定としては、2条と3条がございます。2条は、加盟国が自由化を留保する業種を定めることを認めておりまして、日本の留保業種の中には黄色で塗った部分でお示したように、N T Tの出資規制がございます。

3条は、各国が個別法によって外資規制を設ける場合がございますが、赤字の部分が田島先生から御紹介いただいた外為法の条文に引き継がれていることが分かります。

なお、O E C Dのコンメンタールでは、外資規制の客観性を確保するために、3条よりも2条によることを奨励しています。N T T法の出資規制は2条によるものです。

3 ページに参ります。II に入りまして、まずN T Tの外資規制でございますが、N T T法の制定時の解説では、そこに示しましたように、「電気通信は、国民生活や社会経済活動に不可欠なインフラ」であること、そして矢印の下ですが、赤字で示した「経営の自主性確保」のためには、外国人等がN T Tの意思決定に影響を与えることを制限する必要があると説明しています。

昭和59年のN T T法の制定時には、外資は排除されていましたが、資本調達が多様化

を図る目的から次第に緩和されていまして、現在では議決権の3分の1までとなっております。3分の1を超えた場合、小さな矢印のところですが、株主名簿への記載・記録がなされなくなります。議決権の行使は株主の重要な権利ですので、これが行使できなくなるというのは非常に厳しい制約ということができそうですが、経営の自主性確保のためには、ほかの手法では代替できないという趣旨であるものと考えられます。

3分の1という数字の意味は、スライドの下のところにあるとおりです。

4ページ目に参ります。次に、外資規制のうち外国人役員の就任規制でございます。これは、平成4年の改正によって、外資の受入れが始まったことから導入されたものです。国会での議論のうち、まず導入の理由ですが、やはり外国の影響から経営の自主性を確保することが目的でございます。

次に、海外の反応のところですが、これについても全体として肯定的に受け止められていたということになっております。

最後のところ、基幹的電気通信事業者に対する外資規制は経営の自主性を確保するためのもので、重要な保護法益ということが出来ます。ただ、外国人の役員の就任規制につきましては、当時より一律禁止とするのは、事業の国際化の上で支障になるのではないかという議論もございました。

5ページに参ります。それでは、外為法に移ってまいります。外資の受入れにつきましては、昭和42年の外資審議会の答申から引用いたしましたけれども、技術の導入や競争の実現といったメリットがございます。そこで、投資の自由を前提としつつ、問題が生じることのないよう審査制度が導入されております。

この審査制度につきましては、下の27条のところですが、投資は、事後届出が原則であるものの、指定業種については審査付きの事前届出制が取られています。事前届出には免除制度がございます。

6ページに参ります。何が指定業種であるのかについては、これはOECDの分類に倣った外為法の規定ですが、公の秩序の維持のところに通信事業、そして、日本経済の円滑な運営のところに電信電話業が入っています。

指定業種のうち国の安全等を損なうおそれが大きい業種を下のところ、コア業種と呼んで、事前届出の免除要件に上乘せがございます。財務省が公表している銘柄リストでは、NTTはコア業種に分類されております。

7ページに参ります。これまでのまとめでございますが、NTT法の外資規制の特徴

ですけれども、まず最初のところ、出資規制は議決権に着目した規律であって、投資家や行政庁ではなく、N T T自身が行うものとなっています。

次のところ、経営の自主性は、外資規制によって担保されています。言い換えますと3つ目のところ、N T Tの業務と責務を実現するための手段とすることができます。

一方で、外為法の審査に移りますが、外為法の規制の特徴としては、議決権だけでなく、コア業種なのかどうかといった要素があるほか、投資家自身が届出をして、個別の投資計画について審査を受けるようになっております。

Jパワーのケースでは、仮に日本人の株主が同じ目的で買い増しをしても外為法の規律対象にはなりませんので、個別法によらない限りは重要なインフラの確保ができなくなることを考えられます。

8ページに参ります。N T T法の外資規制を別の法律で代替する可能性についての検討でございます。

まず、外為法の規制を強化するという考え方ですが、2019年の告示改正の折には、日本ベンチャーキャピタル協会から、資金調達を最も必要とするスタートアップ時のベンチャー企業への影響についての懸念の表明がございました。考えてみますと、確かに資金調達に支障が出るならば、有望なベンチャー企業が外国へ出ていく選択をするということもあり得るのではないかと思います。

更に2つ目の点、日本政府は、Invest Japanをはじめ対日直接投資の促進政策を取ってきています。今年も対日直接投資残高の目標を80兆円から100兆円に積み増す方針が打ち出されたところです。

そこで最後のところ、外為法の規制強化については、こういった点への影響について検討を要するものと思います。

9ページに参ります。それでは電気通信事業法で担保ができないかということですが、こちらについては国際法との関係が出てまいります。1997年のW T Oの基本電気通信交渉の合意の結果、日本ではN T Tを除いて外資規制を撤廃しております。

そこで、電気通信事業法で再び出資規制を設けるとなりますと、矢印の下のところにご覧のように、国際的な交渉が必要になると考えられますし、もう一つ、1997年以前は各国が通信主権の名の下に、相互主義の観点から規制しておりましたので、日本が電気通信事業法で出資規制を入れることができたとしても、それが各国にどのように受け入れられるか、その評価についてはやはり慎重な検討を要するように思います。

10ページに参ります。それでは、ここから簡単にアメリカの御紹介をさせていただきます。

こちらは、先に業種横断的な規制についてお話し申し上げます。アメリカで日本の外為法に相当するのは、表の上のところに名称がございしますが、各単語の最初を取ったアクロニムでF I R R M Aと呼ばれています。

審査機関のところにある縦書きの対米外国投資委員会というのはC F I U Sと呼ばれていますが、大統領の委任を受けて審査を実施しております。安全保障上のリスクがある場合には、大統領が最終的に投資計画の中止を命じることができます。アメリカの安全保障に影響が出るかどうか審査の鍵となっています。

11ページに参ります。これまで出された中止命令を見てみますと、中国からの投資が中心であること、そして、ここ10年ほどの間に党派を問わず多くの命令が出されていることが分かります。このほかにも投資計画の承認が得られそうにない場合は、大抵の当事者は自ら計画を取り下げているので、実際の中止の件数はもっと多いはずで

す。日本企業の例ですと、2018年にLIXILが建築の外装を扱うイタリアの子会社を中国企業に譲渡しようとしたところ、C F I U Sの段階で承認が得られなかったために計画を断念したということがございました。日本と中国との間の取引で、アメリカには直接の関係はないはずですが、LIXILの子会社がアメリカの主要都市でビルを手がけていることから審査の対象となったものでございます。

つまり、アメリカの安全保障に影響があるかという視点からのものですので、このアメリカ版の外為法は広く域外に適用されていると評価することができます。

12ページに参ります。アメリカの外資規制の考慮要素ですが、これがアメリカで言う安全保障とは何かを知る手がかりとなりますが、法律の制定当初は国防や軍事等の関係が重視されていたことが分かります。

2007年の段階では、同時多発テロ事件後の状況を受けて、国土安全保障が新たに加わっています。

13ページに参ります。現行法の下ではどうかということですが、何が考慮要素に加わってきたかと申しますと、まさに情報通信関係になります。データの保護の必要性から、通信事業者への投資が高い注目を集めていることが見て取れます。

それでは、14ページに参ります。アメリカの業種横断的な規制ですが、ここに示しましたように同盟国との関係ということで、フレンド・ショアリングの要素が入っていま

す。

最後のところ、例外国に認定されれば、審査が簡略化されます。アメリカと同趣旨の外資規制を設けているということが一つの要素ですが、日本はまだ例外国の認定を受けてはおりません。

15ページに参ります。それでは、次にアメリカの個別法による外資規制に移ります。情報通信に関しましては通信法がございまして、まず214条では、審査に当たって外交政策や通商上の懸念が考慮されることになっております。

これについては、日本政府としても公平な参入機会や予見可能性の見地から問題があるということで、「日米規制改革及び競争政策イニシアティブ」の中で要望を出しています。

次に、通信法310条に関しましては現時点でも出資規制が残っています。

最後の丸のところ、今年に入ってから動きになりますが、214条の免許に関して規制を強化する動きが出てきています。免許の更新手続において安全保障の審査が行われますが、これを担うのはチーム・テレコムという省庁横断的な組織でございまして。

16ページに参ります。このチーム・テレコムというのは、1997年のWTO基本電気通信交渉の合意によって外資の参入が実現したことから、FCC（連邦通信委員会）の免許の審査に関わるようになった組織です。

これには当初、法的な根拠はなく、審査のルールも定められていなかったために、審査の長期化ですとか不透明さに対する批判が多くございました。その後、米中対立を背景に、2020年の大統領令でチーム・テレコムは正式な行政機関となっております。

今後は、アメリカの通信事業の審査に安全保障の観点というのが正式に加わるようになります。そこで矢印の下ですが、アメリカでは外為法に相当する法律が非常に厳格であることに加えて、個別法である通信法の規制も強化されてきている、安全保障の観点からの審査が強化されてきていることが分かります。

それでは、17ページ目、最後のスライドでございまして。まとめでございまして、経済安全保障の観点も今では非常に重視されてきております。経済安全保障推進法では、重要なインフラ事業については、事業者による設備の導入や維持管理等の委託について、外為法27条に類似した事前審査制度を整備しています。電気通信事業は、この対象となっております。

そこで、これまで見てきたとおり、情報通信分野における国の安全を確保するための

外国性の制限をいかに設けるかということになりますが、NTTの経営の自主性の確保という保護法益、そして投資をめぐる日本政府の政策、更に経済安全保障を踏まえ、引き続きNTT法と外為法による規制が必要であると考えます。

外資規制について豊富な先例を持つアメリカでも、日本よりはるかに厳しい投資規制を持ちながら個別法での対応をしていることは、先ほど申し上げたとおりです。ただし、最後のところ、国際的な市場展開に支障とならないよう外資規制の在り方を柔軟に見直していくことも必要であると考えます。

これまでのこの委員会での議論からも、外国人役員の就任規制については、他の事業を参考にしながら、国際的な事業展開のためにも緩和をしていくことが考えられるように思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○山内主査　　どうもありがとうございました。

それでは、お二方の御説明に対して御意見、御質問、意見交換に移りたいと思います。挙手をいただくか、あるいは先ほどと同様にリモートの方はチャット機能でメッセージをお送りいただければというふうに思います。

どなたかいらっしゃいますか。林委員、どうぞ。

○林専門委員　　両先生におかれましては、大変整理された御説明をいただきまして、大変勉強になりました。

せっかくの機会ですので、両先生に御高見をお聞きしたいのです。田島先生が最後にお書きになっておられるように、外為法の限界がいろいろあるなかで、私も「NTT法の外資等規制を廃止することについては慎重に議論されることが相当」だと思っているのです。まず外資規制の規制目的について、田島先生のスライドで挙げられている保有資産の公益性あるいはサービスの公共性ということのほか、NTT法制定当時の立法資料をいろいろ見てみますと、外資規制の立法趣旨として、さかんに「通信主権」ということが謳われていまして、これは翻れば、わが国も批准しているITU憲章の前文において「締約国は、各国に対してその電気通信を規律する主権を十分に承認し」ということで特別に言及しています。ことほどさように、通信では、国家の主権すなわち通信主権に属する部分と、国際協調が必要な部分とが併存していますので、私は通信主権の観点を今回の外資規制の検討に当たっても頭の片隅に入れておくべきだと思っておりますが、特に本日、渡井先生から詳しく紹介いただいたように、アメリカのような包括

的なあるいは中身に立ち入った実質的な外資規制の審査システムが存在していないわが国において、外資規制をとっばらうということは、通信主権があるといっても、いわば丸腰の通信主権ということになるのではないかと懸念しているのです。このあたり大きな議論をしているようで恐縮ですが、ただ主権にかかわる議論はいささかも、ないがしろにできないところがございますので、このあたり、両先生はいかがみておられるでしょうか。とりわけ渡井先生は「通信主権の確保と外資規制」という論文を書かれているので、御高見をお聞きしたいと存じます。

以上でございます。

○山内主査　それでは、田島先生からどうぞ。

○田島弁護士　私のほうでは通信主権という言葉を使わせていただいておりますけれども、重要な通信インフラという部分に対する安全保障上の重要性、経済安全保障という観点に照らすと、ほぼほぼニアリーイコールと認識しております。

ですから、先ほど渡井先生のほうからも御指摘ございました経営の自主性といったところにもつながってくるんでしょうけれども、まずは通信の主権といったところ、通信の基盤を守るといったところには、ほぼほぼ同様の意味合いとして重きを置いているということになります。

以上です。

○山内主査　では、渡井先生、お願いいたします。

○渡井専門委員　通信主権論でございますけれども、確かに1997年のWTOの基本電気通信交渉の合意の以前には、各国が通信主権を主張して、資本移動の自由化をどの程度まで図るかということについては、相互主義の観点の下から国際的な枠組みが形づくられていたと思います。

ただ、1997年以降になりますと、資本移動の自由化という観点が出てきましたので、かつてに比べますと通信主権の考え方というのは強く主張されなくなってきたのではないかと私自身は考えております。

ただ、そういっても、情報通信が国の重要なインフラであるということを考えますと、「通信主権」という言葉を振りかざすのは適切ではないにしても、国のインフラをいかに守るかという観点から、やはりその考え方自体は、林先生の御指摘にあったように、頭の片隅に置いておくということは非常に大事なことであるというふうに考えております。

○山内主査 よろしゅうございますか。ありがとうございます。

事務局は特によろしいですか。ほかにいらっしゃいますか。どうぞ、関口委員。

○関口専門委員 両先生の整理されたこと、とてもよく勉強になったんですけども、まず、出資規制については、少なくとも現状の規定の維持ということが必要なんだという事は理解いたしました。

10条の外国人役員規制については、両先生とも一部開放する等の余地があるとか、緩和をしていくことが考えられるという肯定的な御意見だったわけですね。私自身も外国人規制については緩めていいんじゃないかというふうに思っていますし、NTTってお相撲の親方さんと同じ扱いだっただけという感じがするんですけど、ただ、両先生とも全面開放ではないという留保付きのことだったので、そういった少し制約付きであるということについて、何か懸念され得ることなんかについて御教示賜れば幸いです。

○山内主査 それでは、どうぞ。

○田島弁護士 それでは、田島のほうから、まずお話し申し上げます。

私自身は、社外監査役なども現時点で幾つか務めさせて頂いているところもございまして、取締役会の運営というような部分において、役員がどのような意見を述べて、そしてどのように意見を収斂させていくか、こうしたステップは非常に重要であって、そこで示される視点も重要と認識しています。

外国人投資家の意見をバックにしながらも、経営の中では少数側の取締役として意見は述べる。しかしながら、それが建設的な意見であって、そういう意味では物言う株主のニュアンスも経営に生かしながらも、しっかりと日本の通信環境、通信基盤は守っていく。こういった両立を図りながら投資も呼び込み、また経営も発展させていくといったことができるのではないかという観点から、一定割合、ただしそれは決して過半数にはならない、それから、代表権は持たせないというような形で、取締役会の一部の枠を開放するという形が合理的と考える次第でございます。

以上です。

○山内主査 それでは、渡井委員、お願いいたします。

○渡井専門委員 私も外国人の役員の就任規制については、一律禁止の必要はないというふうに考えておりますが、ただ、どこまで緩和するかということにつきましては、まだ考えがまとまっておりません。

迷いがございますが、大幅に緩和するというのであれば、認可の際に何か要件をつけるか、あるいは事後報告、監督の手法などを入れるなどして、経営の自主性の確保ができるような仕組みをつくった上で、大幅な緩和をするということが必要ではないかと考えております。

○山内主査 関口委員、よろしいですか。

○関口専門委員 どうもありがとうございました。勉強になりました。

○山内主査 そのほかにいかがでしょうか。

お二方の説明は非常に論理的で、包括的で、私自身も大変勉強させて……。

○相田主査代理 じゃあ、よろしいですか。

○山内主査 どうぞ、相田委員。

○相田主査代理 大変興味深い話をお聞かせいただきまして、ありがとうございました。

それで、田島先生のほうからの御説明で、外為法は国籍ではなく居住地だというのは私も初めて認識したところだったんですけれども、やっぱり国際的に飛び回っているビジネスマンみたいなものというのは、居住地どこだということもなかなか難しいんじゃないかと思うんですけど、本人がここだと主張すれば、そうなるような性格のものなのか、居住地がどのように判断されるものなのかということ、もしお分かりでしたら、お教えいただければと思います。

○山内主査 では、田島先生、お願いいたします。

○田島弁護士 外国人でも、日本国内にある事務所に勤務する者、または日本に入国後6月以上経過するに至った者は、日本に住所または居所を有するものと推定され、居住地が日本と判断されることとなります。

○相田主査代理 ありがとうございました。

○山内主査 ほかにいらっしゃいますか。リモートの委員の方でいらっしゃいませんか。

包括的に御説明いただきましたので、納得をしたということなのかもしれませんが、さっき時間はというふうに言いましたが、まだまだ時間はございます。追加的な御説明、どうぞ。

○渡井専門委員 申し訳ありません。私からちょっと田島先生に実務についてお伺いできればと思っています。渡井でございます。

外国人の役員の就任規制でございますけれども、緩和する上では外国人を役員に迎えることで、こういったメリットがあるという主張ができると、その割合を考える上でも

参考になるように思います。先生の御経験から、外国人役員を迎えるメリットとしては何をお考えになられますでしょうか、お教えいただければ幸いです。よろしく願いいたします。

○田島弁護士　私の経験もそんなに多くのものではございませんので、どこまでのお話ができるかというのがございますが、やはりこの20年、取締役会も本当に変わってきたんだろうと思います。どちらかという、しゃんしゃんで、儀式的に行われる取締役会から、本当に課題というものをお互い認識し合って、それについて本気の議論をするという場が変わってきているというふうに思います。

そういう意味で、過去の状況だとすると、物を言う取締役が入ってくることによって非常に紛糾してしまうところへの懸念というのがデメリットとして強調されていたのではないかなと思うんですが、現状においては、むしろその逆で、やっぱり意見を闘わせる、そして、いろんなところを指摘していただく、そういったところが議事録にもちゃんと載る。そういう課題というものに対する本気の取組をしているということが株主にも伝わっていく。

これが、そういう意味では、この会社の経営の安心ということにもつながり、更には投資を呼び込むことにもつながっていく。これは決して外資に限らずです。

ですから、そういった部分でバックにいるのは外国人投資家ということになりますけれども、そういったところの方が一定の割合、あまり多くなると、特に過半数になると問題があるというふうに当然なるんですけれども、そこら辺の割合はまた考える必要がありますし、また、そのときに条件設定ということで、先ほど渡井先生がおっしゃられたところ、私も、そこを十分に落とし込んでいるわけではございませんので、そういったところは引き続き慎重に議論しながら、検討しながら要件を定めていくというやり方の中で、そのメリットを生かしていけたらよいのではないかなと考える次第です。

○渡井専門委員　ありがとうございます。

○山内主査　よろしゅうございますか。ありがとうございます。

そのほかいかがでございましょうか。

○林専門委員　時間があるということですので、2回目ということでお許しいただければと思います。

もう一点ございまして、田島先生のスライドの5ページの黄金株の話、これも私も初回のスライドで少し言及したんですけれども、なかなかいろいろ難しいなというのを改

めて認識したところでございます。

この黄金株の問題点ですけれども、ここに書かれている上場審査基準の問題はもちろんあると思うんですけれども、これ自体は多分、乗り越え可能な部分なのかなと思っています。むしろ、それよりも2つ目に書かれてあるように、株価への影響、一般株主への影響であるとか、あるいはN T Tのようなグローバルな企業であれば、E Uが黄金株というものをE U機能条約に抵触するという形で、かつ判決が出てきている中で、そのことを意識せざるを得ない。N T Tの株主には外国投資家も多いなかで、E U法に反して、N T T持株に対して黄金株を導入するというのは極めて難しいと思っています。

それから、何より経験的な証拠としてJパワーの事例がございましたけれども、例えば黄金株があれば、こういった事例はそもそも生じていなかったわけで、この事件が起きた後もJパワー自身は黄金株を導入しようという動きは全くないわけです。実際、そういう外資の影響を受けたにもかかわらず、それでも黄金株を導入しないというのは、それはやっぱり経験的に見ても、実務上、黄金株を導入するのは非常にハードルが高いということの証左であると思います。その辺り、敷衍して御教示いただければと思います。

○山内主査 田島先生、よろしくお願いたします。

○田島弁護士 E Uの規制に関しましては渡井先生のほうにぜひお譲りしたいと思いますが、私、書かせていただいた株価への影響という部分は、正直申し上げて、やはり会社を経営する上では日々気になるところでございまして、また、やりようを間違えれば株主代表訴訟にも発展しかねないようなところを含んでいるので、非常にナイーブなところでもございます。

そして、株主がどのような判断をしてくるのかといったところがあるものですから、なかなか思い切った制度の変革、黄金株の導入という形での提起を上場してからするということは、ちょっと考えにくいのではないかなと。上場する前の段階で、制度設計の問題として、それを入れるというやり方はあり得るのかもしれない。

ただ、それにしても、それを入れることよってのデメリットということが、やっぱり今、御指摘いただいたようなところもあるのかなというふうに思う次第でございます。

私からは以上です。

○山内主査 渡井先生、何か追加ありますか。

○渡井専門委員 黄金株につきましては、この委員会でも初回到議論があったと思いま

すが、ヨーロッパでは違法であるという判断が出ているところで、踏み切るのはなかなか難しいところだと思います。

ただ、INPEXの例があるならば、可能ではないかという印象は私にはございますけれども、今、田島先生の御説明を伺いまして、上場との関係でやはり難しいということがよく理解できました。

以上でございます。

○山内主査　ありがとうございます。黄金株は、イギリスの民営化のプロセスの中でよく出てきて、イギリスも黄金株はかなりやめているというふうに記憶しておりますけれども、おっしゃるように公的企業を上場するときに黄金株しか持てない、形としてはあることだと思いますが、現状ではなかなか難しいですね。

私の知っているところでは、地方公営企業が民営化するときに黄金株という話があって、日本のケースですけど、その制度設計が成り立たなかったというケースはございますけれども、なかなか難しいのかと個人的に思います。ありがとうございます。

そのほかにもございますかね。

それでは、時間もそろそろということでございますので、この件についての議論はこの辺で終了とさせていただきます。

これも同じでございまして、追加御質問の方は文書にて事務局までお知らせいただいで、後日、御回答いただくということにさせていただきます。

大谷先生、今、気がつきました。御発言ということで、このまま御発言いただければと思いますが、大丈夫ですか。

○大谷専門委員　ありがとうございます。両先生の外資規制についての御説明、大変共感を持ってお聞きしております。

一言付け加えますと、外国人役員就任規制の緩和の方向性については、基幹放送事業者についてのルールなども参考になり得ると思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○山内主査　ありがとうございました。そういった御意見ということで受け止めましたということでございます。

ほかよろしいですか。ありがとうございました。

(5) その他

○山内主査　それでは、先ほど言いかけても、意見交換はこの辺にさせていただきます。まずは次回のスケジュールについて、事務局からお願いいたします。

○柳迫事業政策課調査官　資料の5-7を御覧ください。次回、第6回の委員会につきましては10月13日に、引き続き事業者等からの発表を予定しております。よろしくお願いいたします。

○山内主査　ありがとうございました。

それでは、次回は10月13日ということでございます。

○JCOM（岩木社長）　主査、一言発言よろしいでしょうか。

○山内主査　はい。

○JCOM（岩木社長）　NTTさんに関するヒアリングのところで、大谷委員のほうから電柱申請の際に追加で費用の負担を言われるようなことはないのかという御質問をいただきましたけれども、ケースによってはあるようですので、精査して書面にて御報告させていただきたいと思います。

○山内主査　ありがとうございます。一応御訂正ということと、それから確認ということで、書面にてお答えいただければと思います。

○JCOM（岩木社長）　よろしくお願いいたします。

○山内主査　ありがとうございました。

それでは、プレスの方に御入室いただきしたいと思います。

（プレス入室）

○山内主査　それでは、最後に小森政務官より御挨拶をいただきしたいと思います。

政務官、どうぞよろしくお願いいたします。

○小森総務大臣政務官　総務大臣政務官の小森卓郎でございます。閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

まず改めまして、委員の先生方、そしてヒアリングに御参加いただきました皆様、お忙しい中、当通信政策特別委員会に御出席いただきまして、心より御礼を申し上げたいと思います。

ケーブルテレビ事業者の皆様、JCOM様、そして日本ケーブルテレビ連盟のほうから発表いただきまして、ありがとうございました。電柱をはじめとする電電公社からの資産の財産承継事業者に対して、組織、行為、両面の規定によって競争環境を確保してきた

ことについて、ケーブルテレビ事業者の立場からも改めて発表いただいたものと思っております。

また、田島先生、渡井委員のほうからは、外資等の規制につきまして、NTT法と外為法の両法における外資規制の様々な相違点につきまして、そして米国の外資規制の実例などについても御説明をいただき、理解を深めることができました。

今後の議論の有益な材料を双方ともにいただいたと考えております。引き続き、山内主査をはじめとしまして、委員の皆様、より深く議論を進めていただくことをお願いいたします。私からの御挨拶にさせていただきます。本日もどうもありがとうございました。

○山内主査 小森政務官、ありがとうございました。

閉 会

○山内主査 それでは、以上をもちまして、通信政策特別委員会第5回の会合を閉会とさせていただきます。御協力をいただきまして、どうもありがとうございました。